

感染防止対策宣言店舗応援奄美市プレミアム商品券加盟店取り扱い規約

奄美市プレミアム商品券発行事業実行委員会

（発行の種類）

第1条 令和3年に発行するプレミアム商品券の名称は、「感染防止対策宣言店舗応援奄美市プレミアム商品券」とする。

（使用期間）

第2条 商品券を加盟店で使用できる期間は、令和3年4月5日（月）から令和3年6月30日（水）までとする。

（換金期限）

第3条 商品券を指定金融機関で換金できる期間は、令和3年4月5日（月）から令和3年7月9日（金）までとする。

2 第1項の期間を過ぎた後は、換金することができない。

（加盟できる要件）

第4条 プレミアム商品券の登録加盟店舗として登録できる要件は、感染防止対策宣言店舗登録を行った事業所のうち、奄美市内に本社及び本店を置く事業所または実行委員会が地域経済活性化のため必要と認められる事業所とする。

（加盟店の責務）

第5条 加盟店は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 換金性の高いもの（印紙・切手・はがき・プリペイドカード・オープンチケット等）の販売を行ってはならない。
- (2) たばこの販売を行ってはならない。
- (3) 商品等の仕入目的による購入及び利用を行ってはならない。
- (4) 使用された商品券については、速やかに裏面に座版等を用いて事業所名を記入するものとし、他加盟店で使用するなど、使いまわしを行ってはならない。
- (5) 使用された商品券については、指定金融機関に持ち込むまでの間、加盟店の責任において保管しなければならない。

（換金の方法）

第6条 使用された商品券については、指定金融機関に共通商品券換金申込書を添えて、直接持ち込むものとする。なお、換金額は、商品券1枚あたり500円とする。また、共通商品券換金申込書には、加盟店の負担において印紙を貼付しなければならない。

2 指定金融機関は、奄美大島信用金庫及び奄美信用組合の奄美市内の本支店とする。（※）

3 指定金融機関から加盟店口座振り込みについては、第1項の持ち込んだ日から3営業日以内とする。

4 前項の規定にかかわらず、実行委員会が必要と認めた場合は、実行委員会に直接換金を申し込むことができる。

（※）奄美大島信用金庫本店・永田橋支店・古田支店・長浜支店・あさひ支店・笠利支店
奄美信用組合本店・小浜支店・永田橋支店・長浜支店・笠利支店